

# 「情報公開文書」

受付番号：受付-23719

課題名：慢性口腔顔面痛の痛みの多面的評価に関する後ろ向き研究

## 1. 研究の対象

2009年1月～西暦2016年3月に当院歯科顎口腔外科で慢性口腔顔面痛（顎関節症，筋筋膜性疼痛，神経障害性疼痛，特発性疼痛）で診察・治療を受けられた方。

## 2. 研究期間

2017年2月～2022年12月

## 3. 研究目的

1. 口腔顔面痛を生じる疾患を診断する際，痛みをいかに客観的に評価するかが大きな問題になっている。しかし，痛みは「他者とは共有できない感覚的・情動的体験」であり，痛みを評価することは難しい。特に慢性痛は，心理社会的要因が関与しているため，痛みの評価は一層困難である。したがって慢性口腔顔面痛を診断や治療する際，痛みを感覚的面だけでなく，情動的面を含めて多面的に痛みを評価する必要がある。従来，慢性口腔顔面痛を評価した報告の多くは，数字のスケール等による痛みの評価に留まっている。さらに慢性口腔顔面痛の中には，痛みの発症機序や病因，病態が明らかではなく，診断法や治療法が確立されていない疾患が少なくない。
2. 本研究は，慢性口腔顔面痛と診断された患者の既往歴，臨床症状，痛みの所見，臨床検査所見，画像検査所見を後ろ向きに調査し，各疾患の所見を比較検討し，痛みの感覚的因子と情動的因子の関連および痛みに影響する背景因子を明らかにすることを目的とする。

## 4. 研究方法

患者背景，現病歴，臨床所見，痛み所見，各種検査所見を後ろ向きに調査する。調査項目について，データが連続変数の場合は中央値と四分位範囲，カテゴリカル変数の場合は度数で解析する。疾患ごとの調査項目を比較し，相関関係を調べる。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

使用する情報は、カルテ番号、年齢、性別、既往歴、現病歴、臨床所見、痛み所見、画像検査所見、臨床検査所見（血液検査や自律神経検査）等。

## 6. 外部への試料・情報の提供

なし。

## 7. 研究組織

本学単独研究。

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院歯学研究科 口病態マネジメント歯学講座 顎顔面・口腔外科学分野  
千葉雅俊（研究責任者）

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と

なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

-----以上